

## 会議録

会議の名称	令和4年度第4回新城市市民自治会議
開催日時	令和4年12月22日(木) 午後6時30分から
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 報告 (1) 新城市市民参加手続ガイドラインについて 3 議題 (前回の振り返り) (1) 新城市自治基本条例解説について (2) 新城市市民自治会議条例の所掌事務について 4 その他
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、今泉仁委員、原田守委員、鈴木雅晴委員、清水良文委員、熊谷則之委員、前沢美津男委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員
欠席委員	太田幸江委員、齊藤美代子委員、大中範久委員、浅井架那子委員、山本青空委員

## 1 あいさつ

会長から簡単なあいさつがされた。

## 2 報告

### (1) 新城市市民参加手続きガイドラインについて

新城市市民参加手続きガイドラインについてご説明いたします。

配布させていただいております資料の新城市市民参加手続きガイドラインをご覧ください。今年度、新城市自治基本条例に基づく市民参加機会の確保や情報発信について、市としてどう進めていくか、課長職を中心に検討を進めて参りました。その結果、市の内部規定として、ガイドラインを作成するという意見がありました。この度ガイドラインが完成しましたので、ご報告をいたします。

資料を皆様にお送りした時点では最終の決裁中でしたので、案の状態でお送りしておりますが、令和4年12月15日付けで決裁がございましたので、同日付けで制定となりました。皆さんにお配りしているガイドラインの表紙にある案を取っていただきまして、制定月を令和4年12月としてください。

ガイドラインの概要について簡単に説明をさせていただきます。ガイドラインの2ページをご覧ください。2番市民参加手続きガイドライン策定の背景をご覧ください。これまで、基本とすべきルールや基準がなく、市民参加の手続きは、各部署においてバラツキがありました。職員が市民の参加の機会を確保し、また、適切かつ速やかな情報の共有を行えるよう、基準となるガイドラインを作成しました。同じく2ページの3番情報共有と市民参加の機会の確保の図のところに、市という枠があります。この中に「条例制定、計画の策定など4ページの6項目該当事業等」とありますが、このガイドラインでは、4ページに示す6項目について、特に市民参加の機会の提供に努めます。

6項目に該当するものは、原則、市民参加の機会を設けなければならないものとして規定しています。6つの項目の境界や程度を一律に定めることは困難なため、各部署において、概ねこのような事業に該当すると思われるものについて、市民参加を実施することとします。また、この6つの項目に該当しない事業でも、各部署の判断により、市民参加を実施することや広く情報を積極的に市民に提供するよう努めていきます。

6つの項目の内容ですが、1番、「市の基本的な政策を定める計画等の策定または改定。」、2番、「市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃。」、3番、「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定または改廃、制度の導入または改廃。」、4番、「市民に義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改廃。」、5番、「大規模な公共施設の設置に関わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定または変更。」、6番、「その他、市が必要

と認めるもの。」です。それから4ページの下の四角の中にありますように、災害への緊急対応などの緊急を要するものなど4項目については、市民参加手続きを行わないこともあります。その際はなぜ市民参加の手続きを行わなかったか、理由を整理し、その政策等について、意思決定後や、事業実施の際は、情報発信していくことを記載しております。

5ページをご覧ください。6番、市民参加手続きの流れということで、各部署で事業に関する業務の手順やスケジュールを作成します。行政課で統一の様式が間もなく定められますので、来年度事業について、業務手順書を作成して、市民参加手続きについても、あらかじめ、そこに記載をしていきます。6項目該当事業について、何らかの理由で市民参加手続きを行わないことを決定した場合は、その理由を明確にして、各部署で決裁を取っておくこととします。5ページの一番下に記載してあるように、年に1度、市民参加手続きの実施状況について、市民自治推進課が調査します。その結果については、市民自治会議へ報告します。今後、来年度の業務手順書が作られていくと思われまので、来年度4月ぐらいに、その計画の状況について調査をしまして、市民自治会議の方にも報告をしていくというような段取りをしていきたいと思っております。

それから、7ページをご覧ください。具体的な業務手順書の記載例となっております。業務手順書には市民参加手続きに関して想定されるリスクやその予防対応策についても記載します。

8ページをご覧いただくと、市民参加の手法、情報発信手法の特徴や効果的な実施のタイミングなどが記載されております。こちらを各課で参考にして、業務手順書に記載します。

市民参加手続きガイドラインにつきましては、説明を終わりますが、一旦この内容でガイドラインを制定して、運用していく中で市民自治会議の皆さんの声も聞きながら、不具合があれば、柔軟に変更していくということを考えております。

これに加えて、職員研修を行って、職員に対してこの自治基本条例或いはこのガイドラインについてしっかりと周知をして、今後市民参加の確保といったところをやっていきたいと思っております。

## 《質疑応答》

会長	自治基本条例の第4条にまちづくりの基本原則があります。 そのうちの1つが市民主役の原則で、そして2つ目が参加協働です。3つ目が情報共有ということで、このまちづくりの基本原則というものを進めていくために、やはりすべての市政に関する参加促進或いは情報発信について、促していくためのルールが必要である
----	--

	<p>という観点から、4月以降、始めてもらうということです。</p> <p>これは審議事項ではありません。今、事務局が言ったように、これから運用して、行政の方で、いろいろ問題点があればそれを検証して、なおかつ、市民自治推進課がこの進行具合を確認して、この市民自治会議へ報告するということです。これからこのガイドラインを運用しながら、実際に自治基本条例の三原則が進められているかどうか皆さんの目でしっかりと確認をしていただくということです。この内容について確認したいことがありましたら、ご意見をいただきたい思います。</p> <p>これ事務局の方でお答えいただくことになるので、答えられる範囲で答えてください。</p>
委員	<p>2点お伺いしたいことがあります。</p> <p>まず1点目です。説明の中でもありました、5ページの一番下にあります市民自治推進課が調査をします。調査結果については市民自治会議に報告しますよというふうなことになってるんですけどもそれについて明記がなされてないというのと、報告に対して具体的に市民自治会議がどういった意見を言ったりとか、何かしたときにどういうふうな対応がされるのかというのを教えてください。</p> <p>2点目、続けていきます。全体見まして、手法を選択する際に多分予算的な都合も関係してくるのかなというふうには思うんですけども、こちらの費用面的なところの比較等が書かれてないんですけど、こちら明記をする予定だったりとかした方がいいんじゃないかというような意見は出てるんでしょうか。</p>
事務局	<p>1点目の調査についてですが、現状考えているのは、7ページにあります業務手順書の写しをまず提出していただくということ、それから、ガイドラインにあります市民参加手続きの手法、情報共有といったところをピックアップして、一覧表のような形でまとめていく、そういったものを市民自治会議の方には報告させていただきたいと考えています。</p> <p>事業によっては、複数年にわたる事業もあると思いますので、そういったものにも対応できるような様式を考えています。</p> <p>2点目の費用面の話ですが、この市民参加手続きについては、各事業ごとにどういったものがあるのかというものを、各部署でしっかりと考えてもらうというのが前提になってます。そういった費用についてもしっかりと検証した上で、業務手順書の方に市民参加手続きの方法を書いてもらうわけですが、その費用対効果ですとか、費用</p>

	<p>といったものについては、記載することにはなっていません。</p> <p>市民自治会議の方に、まず計画の段階でご報告しまして、翌年度は、結果どうなったかっていったところもご報告しようと思っておりますので、そこで皆さんにご意見をいただければと考えております。</p>
委員	<p>ガイドラインっていうのを、いつ作るようにされたんですかね。というのは、情報共有という観点からいうと、市民へのアプローチ、コンセンサスはどのようにして考えられたのかということです。市は、自治基本条例において、ちゃんと情報共有しますと言っているにもかかわらず、情報共有をしてない。これについて答えをお願いしたい。</p> <p>それから、もう一つ。大変、業務手順書だとか、情報発信の方法だとかいろいろありますけども、それにちゃんときちんと、見れる人はいるんでしょうかね。一番大きな問題ですよ。この前の議会を見てても、行政は議会に正しい情報を伝えてないわけですよ。なおさらこのようなことに私は非常に懸念を持っております。ですので、情報共有、こういうガイドラインを作るっていうなら、なぜ前回の市民自治会議でこういうことを言われなかったのか。市民自治会議でどなたかこれに関与されてるんですか。</p>
事務局	<p>ガイドラインについてですが、これまでも課長級の職員を中心に、検討をしてきたということについては、市民自治会議において、随時、進捗をご説明してきました。ここへきてガイドラインがまとまったので、まずはこれで制定をして、これに基づいて運用していく、その中で、運用においてまずい点とか、間違っただ点とかが出てくれば、柔軟に対応して、変更していくことを考えております。</p> <p>ガイドラインにつきましては、議会等への情報提供はすでにしております。これで市民自治会議の方でご報告が終わりましたら、ホームページの方へ上げていくという段取りをしております。</p> <p>それから市民参加手続きの手法等をどの程度理解できるかという点については、確かに現状、委員さんが言われたように、不安に思われることも多々あるかと思えます。これについては、このガイドラインに沿って職員を育てていき、市民自治推進課がきちんとチェックし、しっかりとやっていきたいということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>いわゆる市民自治推進課が調査を行うと書いてありますが、市民</p>

	<p>自治会議に報告だけで終わってしまうんですかね。調査した結果、その後どういう対策をとられるのか。</p> <p>単に、こういうことがあって、これはちょっとまずかったですねっていうだけでは何も解決にならないです。そこらのところはどう運用されていくのか。今後このガイドラインを含めて、新しく考え方を策定されるのか。そこのところをちょっとお聞きしたい。</p>
会長	<p>事務局の考え方と私の考え方と、2つお話して、この質問にお答えしたという形にしたいと思います。</p>
事務局	<p>それについて、少し説明不足だったかと思いますが、市民自治会議の方に、計画の段階の業務手順書をご報告し、もっとここはやった方がいいとか、こういったことをやった方がいいといったようなご意見をいただければ、それについては、市の方に、市民自治会議からの提言ということでいただき、それを各課に共有します。</p> <p>そこで業務手順書の見直しを行っていただいて、適宜対応していきたいというふうに考えております。</p>
会長	<p>市民自治会議としては、やはりこのガイドラインに則して、市政運営の市民参加を着実にやってほしい。それと参加の仕組みの中に書かれていた5つの分野に限定することなく、市政全般についての市民参加を促進するように各課で取り組んでほしい。</p> <p>市民自治会議の方に、所管課から、市民自治推進課を通じて資料を出してもらい、そしてそこで、市民の皆さんから率直に感想なり、或いは提案なりを出していけると、そうすると年度の途中であったとしても、市民参加を推進していく、担当課の方に役立つ情報が提供できる可能性もあります。そういうキャッチボールというのをやっていくということが大事だろうと思います。</p> <p>一方で、1年、とにかくやってみて、そして、どんな課題があったのか、ここをですねやはりしっかりとここで出してもらって、そしてここで審議をする時間を確保して、そして、皆さんの方からですね、自分の非常に関心のある市政に関する参加の程度であるとか、問題点というものについて、意見を言っていただいてもいいし、全般的な仕組みのあり方について言っていただいてもいいだろうというふうに私は思っています。</p> <p>そういうやりとりっていうのをこれから進めていくことがすごく大事だろうというふうに思います。</p> <p>8ページのところ見ていただくと、市民参加の手法一覧とあります。ざっと書いただけでもこれだけのことをこれから担当課が自分</p>

	<p>の市政の運営に関わって、市民参加を進めていくということです。適宜取り組んでいかなければならない。これに不慣れな職員もいるだろうし、組織としてまだやったことないという課もあるだろうと思います。ですから、このあたりは所管課に任せっきりにするんじゃないなくて、場合によったら、市民自治推進課の方が専門的に助言するとか、それから市民生活に関わることであれば、市民自治会議に情報提供してその市民自治会議から返すという、いろいろとそういうやりとりがあっただろうと思います。</p> <p>この市民参加の手法ってのは、結構重要だし、これだけまとめて書かれるっていうケース、なかなか少ないので、ぜひこれはやってほしいし、あまり厳しく見ない方がいいというふうに私は思います。ぜひしっかりやり遂げてほしい。というところで、私の意見として、申し添えておきたいと思います。</p>
委員	<p>このガイドラインの目的は、今まで市民に情報が共有されてなかった。自治基本条例の三原則の一つである、情報共有の原則ができてなかったっていう反省の基にこのガイドラインはできたんですね。8ページに、計画の段階から幅広い市民の意見を聞くというようなことが謳ってあります。計画と素案の段階から市民の多様な意見。これ本当にそういうふうにするおつもりがあるんでしょうか。例えば、ある議員さんが出したのを見ると、トイレ洋式化事業とか、学校給食施設改築事業、農作業省力化支援事業という予算もついているんです。こういうような事業、政策、施策、そういうものについて、市の方がきちんとガイドラインを設けて活動するおつもりなんですか。その辺のところちょっと教えてください。</p>
事務局	<p>このガイドラインに沿って事業を進めていくということで、このガイドラインを制定しております。それぞれの課で、市民参加の手法を全く行ってなかったわけじゃなくて、それぞれアンケートをとったりパブリックコメント等実施していました。しかし、課長会議でその方法に統一的な基準がないという話がありましたので、こういったガイドラインを作ったほうがいいんじゃないかということになりました。これまで行政の方で自治基本条例をどのように進め、取り組んでいっていったことが具体的になかったのですが、今回このガイドラインを定めまして、これに沿ってやっていきたいというふうに考えて、このガイドラインを策定したということでございます。</p>

委員	<p>そうするとこのガイドラインは市民が読むんじゃないじゃなくて市役所職員が読むってことです。特に課長部長とか。</p> <p>それならいいんですが、市民はこんなのとてじゃないけど読めませんよ。自治会議委員でも多分読みにくいと思いますので、そんな一般市民がこんな読めませんので、行政の方でしっかりこれを読んでそれに基づいてやっていただけるという、そういうことですよね。</p>
事務局	そうです。
委員	<p>例えば、一部市民運動で学校給食共同調理場建設について、市の方で何の情報も共有しなかった。つまり作るか作らないかっていうことを勝手に市の方で決めてしまって、図面も作って、図面ができたなら、市の土地以外の土地が入っていた。えらいこと。何千万の税金を使って図面を作ったけどもそれが全部パーになった。</p> <p>その他いろいろなことがあって、去年、教育長もしっかり謝罪をしましたけども、そのように情報共有が全くされてなかったんですよ。だから、今回それが改善されるってということで、つまり自治基本条例にのっとって三原則をしっかりやってもらえるという、そういうことでとてもいいと思いますが、そういうことです。</p>
事務局	そういうことです。
会長	とにかく皆さんこのガイドラインの策定について、これまで毎回の会議で報告を受けて、庁内での審議経過について、意見を述べたり、質問したりしてきましたので、これがいよいよ運用されるということですから、ぜひ関心を持って、プロセスを見守って、そして厳しい視点での意見も遠慮なくしていただけるような機会を持っていけたらと思います。
委員	これまでも実際にいろいろな市民参加手法を行ってきた。それをステップアップするというふうに私は考えている。市民への情報提供とかそういったものは非常に大事なもので、仕方ないのかもしれませんが、過度に職員がこれによって時間を取られるのは、職員の負担というものを考えたときに少し負担がかからないようにして、運用していただきたいと思いました。
委員	手順書の中に市民策定委員会とあります。ここの中のメンバーもプロじゃないですから、事案によっては、そういった知識がある人たちを集めないと、何の意味もないわけです。市民自治会議も専門的な人はほとんどいませんので、その事案に則したような人材を集めていただかないといけないと思います。



	<p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>とても重要な指摘の一つだと思いますので、そこは記憶に留めておいてください。</p> <p>私の方から一つ補足という形で言わせていただきたいと思います。</p> <p>今回のまちづくりの基本原則、もう一回これを踏まえて、この自治基本条例をきちんと検証しようということでこの間作業をしてきました。今皆さんがおっしゃったように参加協働のための情報共有が、一部の課ではできていても、他の課でできてなかったり、なぜか市民の関心が高い業務において不十分だという厳しい指摘がありました。そして、行政はこういうガイドラインをちゃんと作っていかうということになった。スタートラインです。</p> <p>もう一つ、実は重要なことは、職員の負担軽減を前提として、こういうことをやっていくわけじゃなくて、情報発信の手法ですよ。ここのところをしっかりとやることによって、市民の側が日常の関心事、生活の中で、やはり市政への参加とか或いは自分のまちづくり、特にこの市民主役の原則と言ってるので、市民一人一人が主人公となってまちづくりを担っていかうという気持ちを持って市政に関心を持って、そしてほしい情報はこういうものだということを言って、まさに主体形成が進んでいくようなことをお手伝いする。或いはそれを積極的に支援するっていう行政側の姿勢が絶対必要不可欠だと思います。それがあって、どういう情報が必要なのか、どういう議論が必要なのか、どんな参加がこれから求められるのかっていうことに関心が向かっていくわけです。</p> <p>そうすると、このガイドラインで、市政に関わって、行政がやろうとしてることとマッチしていく可能性はすごく高くなります。</p> <p>市民の側に主体形成の機会がなければ、やはり行政が用意した市政への参加で止まってしまいます。そうすると、まだ情報が不足しているという意見に対して、ここまで情報を出さなきゃいけないのかというような負担感が、行政組織内でどんどん巻き起こってくるので、そういう悪循環はぜひやめていただきたい。ですから、これから市政の運営に関わって、行政がガイドラインに則して、こういう市民参加の手法を用いて、市民参加を促していくということを通じて、参加協働や情報共有を果たしていくのであれば、市民主役というところで、市民自身がまちづくりに組みたいっていうふうに見えるように、積極的にこの情報発信の手法を活用しながら、積</p>

	<p>極的に情報を出していく、考えていく、そういうことをぜひ心がけて、それも一つの大事な確認項目として、ぜひ所管課の方は、業務にあたってほしいなと思います。</p> <p>そうすることで、先程ある委員がおっしゃったことが、結果として実現していくことになります。若い職員を、行政の方に送り届ける立場の人間としても、そうあってもらわないと困ると、実は思ったので、ちょっと自分の思いを言わせてもらいました。</p>
--	--

### 3 議題

第3回市民自治会議の結果の確認及び議題の3-(1)から3-(2)までを事務局から一括して説明し、一括して意見交換を行った。

- (1) 前回の振り返り
- (2) 新城市自治基本条例解説について
- (3) 新城市市民自治会議条例の所掌事務について

<p>次第の3議題の(1)(2)を一括して説明させていただきたいと思います。</p> <p>第3回市民自治会議の振り返りということで、まず前回の会議の振り返りをしたいと思います。</p> <p>資料としては、A4両面の第3回市民自治会議の振り返りという資料を見ていただきたいと思います。</p> <p>まず1番の自治基本条例とはということで、市の施策をめぐり、この自治基本条例の理念や、基本原則参加の仕組み等々を体現していくように、まずはしっかりと基準を示し、それがうまくいっているかどうかを確認していく、そういう理念を掲げた条例である。市民、議会、行政の3者が互いにそれぞれの役割を果たしていくことが大事であり、個々の罰則・禁止に関わる政策判断を掲げていくものではないといったご意見がありました。</p> <p>2番の市民自治会議の立場についてですが、市民自治会議は諮問を受けたことのみを扱って答申するという役割に終わっているものではない。行政・議会の仕事、市民のいろいろな活動が、自治基本条例に則してうまく運用されているか調査・研究し、基本原則に即して行われていなければ、その問題点・課題等について検討し提言することもできる。というご意見がありました。</p> <p>3番目、市民自治会議の所掌事務について、1点目の条例の運用及び普及に関することについてですが、市民自治会議は施策そのものについての協議はしない。実効性の確保とは、市の全般的な施策が、自治基本条例の目的や基本原則等に即して行われているかを検討、協議、提言することと、市長の諮問を受け、検討し、答申することである。3点目、実効性の確保というのは、この市民自治会議の所掌事務として挙げる必要はなく、運用と普及については問題があれば、市長が諮問すればいいというご意見もありました。また、条例制定時</p>
--

は、条例を普及すること、知ってもらうことに情熱をかけていた時期で、当時の市民自治会議の仕事として、条例の普及という言葉が出てきた。というご意見でした。

それから、市民まちづくり集会に関することについてですけれども、市民参加の仕組みが随分と増えて、市民まちづくり集会が、特出しではなく、むしろ条例の運用を行っていく一つとして考えられるようになった。

また、特出しすることで市民自治会議のすべき仕事が曖昧になってくる可能性もあるというご意見がありました。

4 番目、解説書の見直しです。

文章の構成が間違っている箇所や、わかりにくい文章が散見されるため、解説書の全文を見直し、市民の感覚でなじみやすい文章に改めること。市民参加の機会の具体例を記載したほうがいい。市民が参加できる会議の位置付けを可視化する。情報共有の機会を明記するなど、できるだけ具体例を明記したほうがいいというご意見がありました。

これまでいただいたご意見を参考に、会長、副会長と相談の上、新城市自治基本条例解説の改正案と新城市市民自治会議条例第 2 条、所掌事務の改正案について、作成しております。

まず、資料の新城市自治基本条例解説改正案をご覧くださいと思います。新城市自治基本条例解説の改正案と、その後ろに現行の解説と改正案を比較できるように対照表をつけてあります。

主な改正点について説明させていただきます。

まず、解説書のレイアウトを我々なりに見やすくなるように変更させていただきました。

それから、前回の振り返りでもありましたけれども文章の構成が間違っている箇所、わかりにくい文章が散見されるということでしたので、そういった文章をまずチェックしまして、修正をかけたつもりです。

それと読みやすい文章にということでしたので、その点についても留意しました。また、現況等と整合性を合わせる必要がある箇所もありましたので、そういった点についても修正をしております。

例えば、解説書の 2 ページの前文の説明で、元々、「第一次総合計画を策定し、協働のまちづくりによる市民自治社会の実現を目指します。」となっておりますけれども、平成 20 年 4 月に第一次総合計画が策定されまして、現在は第二次総合計画が策定されていることから、「市は平成 20 年 4 月に第一次総合計画を策定し、協働のまちづくりによる市民自治社会の実現に取り組んでまいりました。現在は第二次総合計画により、市民自治によるまちづくりを進めています」に修正しております。

こういったような時代の流れで修正が必要なところについては修正しました。それと、説明の中に、別の条例で定めることとしていますという表現がいくつかありましたけども、これについては具体的に条例の名称を記載しております。例えば、解説書の13ページの第14条2、この説明の中に、「討論会を実施するために必要な事項については、別の条例で定めることとしています」という文章がありまして、これについては、「討論会を実施するために必要な事項については、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例（令和2年新城市条例第21号）に定めています」というような修正をしております。

同じようなところが何か所かありますので、そういった点についても、具体的な名称に変えております。

戻りますけども、2ページの前文の下から4行目、自治基本条例が、理念の書かれた条例であるということで、前文の説明の中に、こういったところを明記させていただきました。「この条例は理念条例であり、制定されたことによって、すぐに市民生活が変わるということではありませんが、市民、議会及び行政の3者がお互いに果たしていくべき責務や役割等を明らかにし、それらを果たしていくために協働を進めていくことで、市民主体のまちづくりの実現を図ろうとするものです。」と記載しました。

8ページの第7条子どものところですか。具体例をできるだけ入れた方がいいということでしたので、子どもが意見を表明できる機会の例として、若者議会、つながる地域と若者の輪事業、これは昔の中学生議会の後継事業になりますけども、こういったものを入れさせていただきました。

続いて、12ページの第14条、参加です。市は市民の多様な参加の機会を設けますということで、イメージ図でわかりやすくというようなご意見がありました。こういった参加の機会の例を図で表しました。市からの情報発信、市民からの情報発信、議会からの情報発信というものをそれぞれ記載しまして、市民からの情報発信と市からの情報発信が重なる部分、それから市民からの情報発信、議会からの情報発信が重なる部分が、市民参加の機会が設けられていくということになるかと思えます。それから3者が重なる部分が市民まちづくり集会ということです。

続いて、20ページの第24条のところですか。

市民自治会議の設置等ということで、前回の振り返りの中でもありましたけども、市民自治会議が行う実効性の確保とは、いろんな施策がこの条例の内容に即してうまく実施されているかどうかをチェックしていったり、話し合ったり提言するということが仕事という意見があったことから、市民自治会議の設置目的や実効性の確保の定義について記載をさせていただきました。

それと下の方に附属機関の位置付けということで、組織図のようなものがつ

いております。

これは前回の会議の中で、「市民自治会議ですとか、若者議会、女性議会、地域自治区の会議等のいろいろな会議があると思いますが、体系図のようなものを作ってはどうか」というようなご提案がありましたので、こういった形で、執行機関、附属機関、補助機関等の関係性がわかるような図にしまして、附属機関のところにどんな附属機関があるのか、そういったものを記載しております。

解説書につきましては、「特に市民の皆さんにわかりやすく、理解しやすいようなものになるように」というようなご意見がありました。そういったところに注目して留意してやったつもりではございますが、まだまだわかりにくい表現があると思いますので、そういったところで、皆さんからご意見いただければと考えております。

続いて、資料の一番最後についております、市民自治会議条例の第2条、所掌事務の改正案について説明をさせていただきます。

主な改正点として前回の会議でご意見いただいた部分を反映したのが、この改正案になります。前回の会議で、市民自治会議は施策そのものについては協議しない、実効性の確保とは市の全般的な施策が、自治基本条例の目的や基本原則等に即して行われているのかどうかを検討・協議・提言することという意見がありました。

ただ、一方で実効性の確保については、「この市民自治会議の所掌事務として挙げる必要があるのかどうか、運用と普及について問題があれば、市長が諮問すればいい」という意見もありました。しかし、過去に自主的な研究会を行ったこともあるということを知っておりますし、一定の自主性が認められてきているということから、改正案としては、「条例の運用」とは、市の全般的な政策が新城市自治基本条例の目的や基本原則等に即して行われているということを行い、市民自治会議はこれについて検討・協議・提言することで、条例の実効性を確保できると考え、実効性の確保を自治基本条例の解説書の中でもきちんと定義して、所掌事務として、市民自治会議は、条例の運用に関する市長への提言を行うといった形に改正案を示しております。

条例の普及については、「新城市自治基本条例が施行された平成25年度は、その理念や意義を共有していく時期で、条例を普及すること、知ってもらうことに情熱をかけていた時期であった。このことから当時の市民自治会議の所掌事務として条例の普及という言葉が出てきたと考えられる」というご意見がありまして、条例施行後10年経過していることや、普及に関することについても、運用の範疇と考えられることから、市民自治会議の所掌事務から、普及というところを削除しました。

市長の諮問に応ずることについては、前回、特にご意見がなかったかと思えますのでこのまま残しております。

それと、市民まちづくり集会に関することについてですが、「条例が施行されて10年が経過し、市民参加の仕組みというのが増えた。今では市民まちづくり集会の条例の運用をしていくための一つとして考えられることから、市民まちづくり集会だけを特別に記載する必要はない」、「市民まちづくり集会のみを条例に記載することによって、市民自治会議のすべき仕事が曖昧になってくる可能性もある」というようなご意見をいただいたことから、市民まちづくり集会に関することを所掌事務から削除するという案です。

ちょっと説明が長くなりましたけども、市民自治会議条例第2条所掌事務の改正案については、前回ご意見をいただいたものを反映して、このような案を作成しました。

皆さんのご意見をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

#### 《意見交換》

委員	<p>解説書については、いろんなこと書いたものを事務局にお渡ししてはありますが、今一度、申し述べさせていただきます。</p> <p>まず、行政区と地縁団体というのは、行政区は市の条例ですが、地縁団体は自治法に基づいている。行政区の下にあるものではないです。ですので、直していただく必要がある。地縁団体は自治法上特別な存在だと規定されていますので、行政区とは立場が違う。ですので、そのような、勘違いするような解説はやめていただきたい。</p>
会長	今は何条ですか。
委員	<p>たくさんあります。</p> <p>例えば、第18条。第2条、これもちょっと問題です。それから、第17条。地縁団体は、行政区の下部組織ではないということですね。それから、地域自治区の設置の根拠。第17条で、「市長の権限に属する事務の一部を担い」と書いてあるけど、自治法上では、「事務の一部を分掌し」と書いてあるんですね。これは、役目として与えるべきですので、自治区条例にも「分掌」って書いてあるんですよ。ですのでそこは統一をされた方がいいということですね。</p>
会長	<p>いくつか指摘がありましたので、資料として出されているのであれば、行政の方でそれを確認してください。</p> <p>それで今重要なところは、行政区の解釈、定義のところ、このところを指摘をしていただいたので、それについて行政の方から事務局の方からどうなんだということでお答えいただきたいと思</p>

	ます。
事務局	<p>16ページの説明のところですね、行政区とその下部組織である組や班、ここで1回「、」で区切っています。したがって、別物として考えていたのですが、その横に認可地縁団体と書いてあるので、下部組織であるという言葉が認可地縁団体の方にもかかっているのではないかというご指摘だと思います。こここのところにつきましてはそのような誤解がないような書きぶりに直したいというふうに思います。</p>
会長	<p>どういうふうに直しますか。</p>
委員	<p>あと1点、市民自治会議条例第2条の改正の理由ですね。  この中で、市民自治会議は検討、協議、提言と書いてありますが、これを行うのであれば、会議等を増やさないとはいけません。  それから、自分たちで運用について問題があるかないか、そういったことを自治会議が調べるのか。それをやるんだったらかなりの業務量になってしまう。そこら辺のところの考え方がわかりません。前も言いましたけど我々はプロフェッショナルではない。調べるといっても限度があるんですね。</p>
委員	<p>すいません。これ、今、途中で遮ってますよね。まずいと思います。</p>
会長	<p>はい。  ちょっといいですか。  まず行政区の説明について、今、事務局がちょっとわかりにくい表現だったと言うけれども、じゃあどういうふうに表現した方がいいかっていうことをここでなるべく解説をしてほしい。これが一点。まずそれをちゃんとやりましょう。  それから地域自治区の話は、また後で行政の方が答えられる範囲で答えましょう。細かいところは、もう資料として出しているのであれば、そこは事務局にお任せをしておきたいと思いますので、いいですか。特にこれ、皆で話し合わなきゃならないことを絞ってお答えください。でないと皆さんにマイク渡せないのです。  お願いします。</p>
事務局	<p>行政区のところは、16ページのところでは読点で区切っているんですが、4ページのところでは、4ページの点線で囲ってあるその上ですが、行政区のほか、その下部組織である組や班又は認可地縁団体などを指しますということですので、書き方を統一したいと思います。</p>

会長	こちらの4ページの形にするということですね。
事務局	はい。そうです。
会長	はい。わかりました。 もう一つ、地域自治区のところで、今、指摘があった件について、これはどうですか。質問わかりましたか。
事務局	「担い」という言葉と、「分掌」ということで、確かに地方自治法や地域自治区条例の方には「分掌」という言葉を使っていると思います。自治基本条例の方は確かに当初からこの「担い」という言葉になっております。一応ここは法務の方にも確認をしたいと思えます。この言葉でまずいのかどうなのかというところは確認させていただきたいと思えます。
会長	解説書ですからね、なるべく市民の皆さんが受け取って、自分なりに解釈しやすいようにという配慮が必要なところもありますので、そこはちょっと、法務の方に確認をしてください。
委員	<p>文言が違ってるとかは修正すればいいんですが、1回これでやってみないと、実際にどうなのかわからないので、私は文言等の違いについては、いろいろ見ましたけども、いちいち質問もしていこうと思いません。</p> <p>ただ、1年かけて、まだできてないっていうか、スピード感は非常に疑問に思うんですよ。だから次回の5回目にこういう話をすればいいのかわからないんですが、ここについては、間違いについては直すべきなんですけども、やっぱり動かしていくっていうことがすごく大事なんですよ。だから、そういう方法で、次の会議も、これを動かすためにどうやるかっていう打ち合わせをするような段階に持ってかないと、次年度また1年間でそんなことやるのかなと、非常に疑問というか時間をもったいないなと思いました。</p> <p>それから、今更の質問で申し訳ないんですけども、事前に事務局で文書で出していただけると、多分回答出てたんで、この場でやるっていうのはちょっともったいないなと思えます。</p> <p>それで私も凝った質問はやめました。それから、次回ちょっと最後だと思うんで、一つ提案をさせていただこうと言わせていただきます。</p> <p>約30年前だと思いますが、市民の会議をしていただいて、ニューキャッスル・アライアンス、私提案させていただいて。それが市の皆さんのお力でできたっていうか、実体験しまして、やはり一市民の声も届くんだなって体験をしたんですよ。そのあとは</p>



	<p>直接私は何もやってないんだけども、今もずっと続いているから。</p> <p>そういう人たちもある意味新城市民なんだから、例えばこの条例。英語圏は英語でいいと思うけど、例えばドイツ語圏はドイツ語に訳してもらって、ここで作ったものがユニバーサルで通用するかなんかっていう、そういう検証もできたらやっていただくというのが理想かなと。</p> <p>それから自治っていうことに非常に私も関心というか、魅力を感じていろんな地区の施策がいいと思っています。市民が自分たちだけで市政をやってくっていう形で自由にさせてもらおうとか、市で決めて、やっぱり市のパワーだけじゃできない部分を市民に投げかけて、あなたたちでやってください、自分ごとでやってくださいっていうとか、その自治の仕方も決まってない中で、現状、動かすための文言を、要は、海図を航路を書いただけなので、一回走らせてみないと分からない状態だから、あまりここで、その議論をしてもどうなのかなってというのが感想です。</p>
会長	<p>今、新しい提案としては、外国語に直してアライアンスに参加している国々にもぜひ新城市の取り組みを知ってもらおうと、別にこれは新しいことじゃなくて、地域の情報化っていう考え方の中で、こういう市民参加の取り組みについて国際的な観点で評価をもらう、意見をもらうっていうのは、もう今は当然のようにやっていますので、それをぜひ新城からも挑戦していこうというのはとても良い提案だと思いますので、ここはぜひ考えてみようと思います。</p>
委員	<p>もう新城市自治基本条例ができてから10年になるんですけど、また改めて見ると、表現の仕方とかわからない部分もあります。</p> <p>まず、私たちが、最初に作り上げたときは、新城市全体のみなが共通した決まりを作って、新城として一つとなって走りましようというのが、当時の目的でした。</p> <p>市民それから議会、行政というのが、ともにみんながお互いに尊重し合って、新城をつくっていくというのが、私は一番理想かと思っています。</p>
会長	<p>策定当時の思い、狙いというのは、形にはなってきたけど、これが本当に市民の立場に立った時に満足な形で運用されているかどうかっていうことは、この1年、検証されてきたわけですね。</p> <p>当然それは前澤さんにもコメントしてもらおうとして、今回の解説案、所掌事務の改正案について、ご意見等あればお願いします。</p>
委員	<p>ガイドラインだとか解説書について、修正をされたということ</p>

	<p>で、私も、さきほど他の委員が言われたように専門家ではありませんので、なかなかこれを読み込みました。どうことここが繋がるかなというようなことを考えながら読ませていただきました。比較的きちんとしたのではないかなというふうに思います。これで動いていくということになると思います。なかなか市政だとか、行政だとか、いろんな部分を一生懸命考えておられるんだけど、いまいち市民が、ぐっと来てないかなというような気持ちがいたします。具体的なところで言いますと、私は市の代表区長を務めておりますので、代表区長会に出ていきますと区長を選ぶのに苦労する、誰もやってくれない、民生委員をやろうと思うと、区長がお願いに行ってもなかなか受けてくれないというようなことも聞きます。そういう個々の部分も、自分から関わっていく姿勢を植え付けていくものが何かないのかなということを思っております。</p> <p>1つはこんなこと言っではいけないかもしれないけど、教育も大事なのかなと思います。せっかくこれで、この解説とか出てきますので、これを学校、中学生、或いはもっと下げて、小学生でもわかるような、パンフレットというか、そんなものを用意をして、小さいうちから、こういうことができますよという、市民が参加できていくといいですよというようなことを植え付けていくといいのかなというようなことをちょっと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今お話があったことは、パンフレットを作るのは一つだけでも、この自治基本条例の解説文を、これを副読本にして、それで行政職員が、子どもたちの前で講義をして、そして意見をいただく。</p> <p>そういうキャッチボールをしっかりとやって、世代のリレーを担っていかなければいかんぞというそういう趣旨ですね。</p>
<p>委員</p>	<p>条例解説文読ませていただきました。</p> <p>本当に職員の皆様におかれましてはご苦労されたかと思えます。カラーになったら、もう少し全体的に見やすくなるのかなとは思いますが、もう1回見させていただきたいなというふうに思います。</p> <p>全体については先ほど皆様言われてる通り細かい文言について指摘しても仕方がないので言いませんが、皆さんの話にもあったように読みやすいですけど読みたいと思わないですよ。これを見て、パッと見て、何でそういった部分で、どういうふうにこれを市</p>

	<p>民の方に投げたときに、みんなが読みたくなるのか、読まなきゃいけないのかと思うかってところも、やっぱり今後、議論が、必要になってくるのかなというふうに思いました。</p> <p>改正案の方も意見していいということでしたので、改正案の1番で、条例運用に関する市長への提言というふうになってるんですけど、ここはあえて市長への提言というふうにしたところをですね、もう一度ちょっと、説明がほしいなと思いました。私としては条例の運用に関することでもよかったんじゃないかなと思うんですけど、この辺だけちょっと行政の方からと、会長の方からもあればお願いします。</p>
事務局	<p>市民自治会議は、先ほどの解説書の24条のところにもあるように、附属機関です。市長に対して提言或いは市長の諮問に対して、答申するという関係性にあるということ、それと前回の会議で、市の全般的な施策が、新城市自治基本条例の目的や基本原則等に即して行われていくことについて検討、協議、提言するというようなご意見をいただいておりますが、そういった意味で、市長への提言というように形にさせていただいたということです。</p>
委員	<p>今、言われたことは予想通りの答えだったんですけど、検討、協議というところを抜いて提言を入れたというところ。提言するということは検討、協議するよねってことだと思うんですけど。私としては「に関する事」だけでもよかったのかなと思ったので、今回ご意見だけさせていただきました。</p> <p>私の方は以上です。</p>
会長	<p>これ確認ですけども、市民自治会議が市長の諮問に答え答申するだけじゃない、自主的な研究や調査というものも、この中の合意を持って行えるというところがすごく重要なところで、しかもその成果を市長に提言することができるという形になってますので、すごくその点では、市民自治会議は大事だし、有意義な場としてとらえていくっていうことができるというふうに思います。</p>
委員	<p>初めて解説書を読ませていただいたときに、さっぱりっていうのがあった。今回送っていただいた新しい資料、他の委員も言われたんですけど、すごくわかりやすいけど、読み込むかって言われたら、なかなか難しいなと思いつつ見させていただきました。</p> <p>でもすごくわかりやすくなって、ガイドラインもつけていただいて、こうしたらいいんだ、後は自分が思うことを担当課に、例えば問い合わせでガイドラインを一緒に作ることもできるようにな</p>

	<p>ってくるっていうことに関してはすごく魅力を感じることができたと思います。</p> <p>細かな文言とか細かな言い回しってというのは、申し訳ないですが、僕にはちょっとわからないんですが、すごくいいものができたなど。成果がどんどん見えてきたなっていうことに関して、ものすごく、僕は何も言えてはなかったですが、達成感が少しずつ、こういうことになってきたんだなっていうふうに思うことができました。</p> <p>うちの娘のことで大変申し訳ないんですけど、小学校4年生の娘がいるんですが、6年生の先生から新城市の未来について考えようっていう授業をやってます。それで、何か題材になるようなことってありませんかっていう相談を2ヵ月ぐらい前に受けたんです。私は商工会の会員をやってますので、何かその焦点としてそういうことがあるかなっていうのを、商工会と一緒に考えたんですが、何もありませんでした。それで、この自治基本条例は、先ほど他の委員が言われたみたいに、すごく面白いことだなっていうふうに感じたので、そういう小学生でもわかる、中学生でもわかる。中学生、小学生のうちの子たちは、私の未来は、お父さんの未来は、お父さんの夢はっていうことを語って新城で何かやりたいことあるのっていうのをつい最近授業でやったっていう、やっぱり、新城に対しての夢というか、誇りまでいってないかもしれませんが、そうやって自分たちのまちっていうのを認識しだしてるので、自分も委員として、少しでもこう市民が参加できるようになることを望んで頑張っていこうかなっていうふうに、これを見て、また再確認することができました。</p>
委員	<p>解説書については、初歩的に市がどういうふうに進んでいこうかってことは言えます。ただ、やっぱりよく読む人にとっては、微妙な言い回しがあります。そこのところはちょっと私はどうしても気に入らない。ですので、例えばボランティアが協力しなさいっていうふうに書いてあるんですが、NPOだとかそういうものについては、自分たちの活動でしか考えてないんですね、いろいろなところは。そういった制度上の問題がちょっと非常に気になるということと、それから、さっきも言いましたように、市民自治会議が検討、協議、提言と書いてある。案件はどうやって出すのか。検討する案件が、誰が出してどうするのかっていうのが、見えないんですね。そこのところをもう少し、説明していただけると腑に落ちるんです</p>

	<p>が、それとやっぱり市民自治会議の会議の状況を考えると、今のままでいいのか。この問題を解決するには、年5回だけでいいのかなと思います。</p> <p>今回の自治基本条例の解説だとか条例の見直しについても、私は大変開催日数が少ないと思うんですよね。足りないんじゃないか、十分だと言えるのかって言うところでもあります。ですので、そのところを市の方として事務局として、方向性のところ、よく考えていただきたいなと思います。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>解説書については、私もとてもわかりやすくなったなというふうに思っています。主体が、「市長は」とか、主体がはっきりしてきて、それから、曖昧な表現で、「なっています」なんていうのももっとわかりやすくて、ズバッと言ってくれたので、とても良くなっていると思います。</p> <p>それで、文言について言うと、一つ訂正するところがあると思うんですけど、市民の定義ですね。第2条第2号。市内の企業や学校へ通う人たちと書いてあるけど、市内の企業や学校以外にも通っている人がおるんですよね。官公庁、消防署とか市役所とか病院とか、そういうのも書いたほうがいいんじゃないかなと、企業と学校へ通うだけじゃなくて。</p> <p>それではですねもう、一番この曖昧言語である実効性の確保について。今回ある程度ははっきりとわかりやすく改正してくれたのでいいかなと思います。プリントのですね横向きの第2条所掌事務改正案についてというところで、改正の理由のところですね。市民自治会議はそれについて検討、協議、提言することで、実効性を確保できると考えるということで、実効性の確保っていうのは、要するに、市の全般的な施策について検討、協議、提言することと、これが実効性の確保であろうというふうにとらえるわけですよね。これを作成した側として、何かちょっと軽いような気がするんですけどね。一番基になる自治基本条例がですね、うまく運用してるかどうかは、検討、協議、提言でそれで済むのかって言う。検討っていう検討、協議、提言で。これねちょっと疑問に思うんですというのが2点目。</p> <p>あと1点目はですね、今までの9年間の答申をずっと見てみますと、ちょっと時間延長させてもらって。</p>
会長	手短にお願いします。

	他の委員にも発言してもらって、大体90分でまとめていかないといけないのでよろしくお願いします。
委員	<p>答申を見ていくと、どうも施策について協議したその結果を答申してるといった年もあったようです。それは非常に限られていて、施策一般じゃなくて、自治基本条例を基に新しく条例ができたものですね、例えばまちづくり集会条例とか、市長選挙立候補者何とかっていうその条例とかですね。そういうものにかけている私が書いたプリントの中で、そうですね。地域協議会条例とか若者議会条例、そういうことについての審査というか検討はされたみたいです。しかもそれを何年も繰り返して。しかし肝心な水道料金値上げだとか、給食施設を無断で計画してしまったということが一切協議されなかったということで、ちょっとこの実効性の確保のところ、範囲が狭いなというふうに、なんちゅうか、審議の検討、協議の範囲が非常に狭いなというふうに思います。それでですね、今年と去年のこの会議の活動を振り返ってみますと、そういう施策の審議、検討、協議、提言はなくてですね。文章表現、文言の。例えば今言った解説書の文言がどうなったとか、自治会議条例の、この部分の意味がちょっと非常に不明瞭だとか、そういう条例の条文や解説書のね、掲載された文言を検討されている。それしか検討してないという、活動が偏っている。好意的に取ればですねこの2年間でしっかり文章、条例等を検討して、来年度は具体的な施策について、検討、協議、提言するっていうふうにするならいいですけども。また来年、文章の検討じゃちょっとね、この会議としては。</p>
会長	<p>そこは、次の委員に託しましょう。</p> <p>委員が今言われたことは、今年のミッションでもあったので、やるべき事でした。条例を見直すということですから、条例の条文、そして解説書、そしてその実効性、これを検証するのが目的でしたので、条例や解釈そのものに焦点を当ててきました。そこについてはね、これはもう正論であると思います。</p> <p>それから委員が言われたことで、重要なことの一つは、市長の諮問に対して、検討していくという回数の問題は、皆さん全員参加してもらわなければいけないということで、調整もあるので、なかなかこれをどんどん増やしていくというわけにはいかない。ただし、重要なものについてはこれまでも部会というのを設けて、その部会での審議を経て、市民自治会議にあげてもらって、そして再審議をするという、二重の審議をやってきた。そうすると回数だけという</p>

と、従来の3倍ぐらいの、業務量を実はやってきたということもあります。実はこの会議に出される情報も膨大な情報だったので、その背景とか、そして意味とか、これを実は担当の審議をした委員の皆さんから意見を出して、特にこれ公開政策討論会の条例の検討の部分は、皆さんも、もし関わった方がいたら、思い出深いと思いますけども、大変な時間を費やしています。ですから、やり方或いはテーマによってそこは柔軟に対応していかなきゃいけないだろうし、やってきたと思うし、これからまたさらに工夫していかなきゃいけないところだと思います。

問題は、皆さんが、是非とも話し合うべきだというテーマについて、いつ募集してそしてそれを審議するかっていうところが、3月に答申をして、そして4月にまた始まっていくっていう短いスパンの中ではなかなか難しいというところがありました。ですので、実現できるかわからないけども、例えば1月、2月あたりのところから、皆さんに是非とも考えてみたいテーマを1回募集してみて、そして過去のテーマと照らし合わせをしたりして、それから、委員の皆さんから、その点についてどう思うかっていう意見聴取などして、調整を図っていくっていう試みができるかどうか、これはちょっと1回時間かけて検討した方がいいかなというふうに思っています。そのテーマの持ち方によっては、この市民自治会議の現場にそぐわないという可能性があるので、そこはちょっと検討だけでも、やはり委員の皆さんから出してもらうというプロセス、そのプロセスは、先程の委員のお子さんの経験で考えたり、或いは、もっと次の世代にこの条例の考え方をしっかりと伝えていくべきだっていうような、そういうミッションを提案されるとやはり余計、そういう意見も踏まえて、市民自治会議で検討するテーマっていうのは、必要なかなと思います。それから、アライアンスの国々に、専門言語に変えて、そして伝えて、そしてどんな反応だったかっていうのを検証してみたいっていうことも、これも面白い、大事な部分だと思います。

こういったことが出てくると、聞き流していくっていうのは全くナンセンスだと思います。それでは、どうやって受けとめて実現していくかを事務局がちゃんと受けとめて検討していただきながら、1回、進めていく必要があるということです。

委員の皆さんから、意見を募集するという段階まで、もう少し制度的にできるかどうか。これちょっと検討してみましよう。

委員	<p>今日、この資料いただいて、解説文がとてもわかりやすくなっていると感じました。また、読みながら、この条例を作った時は何にもないところから新しいものを作るということで、本当に何もないところから、ないものを作るみたいなことを繰り返して、文章としては非常に不備であったけれども自分たちがこんなことができるのではないか、こんなことをしたいと思った人がいるときに、その人の背中を押すことができるといいねということで、この条例を最初に作ってきました。</p> <p>10年近い時間が経って、それは少しずつできてきたと思います。ただ、先ほど説明のあったガイドラインのように、市役所全体で共有されたり、みんなの思いとして実行されてきたかっていうと、私たちにはそれを確かめるすべもありませんでした。或いは、他の課の仕事の中でこれは違うと思ったことも幾つかありました。今回、改めて長い時間を経てきて、実際にしてきたことがこうやって、次の段階に行く、やっぱり普通の市民活動もそうですが、次の段階に行くためにやっぱり10年近い時間がかかるなと思います。回り道のように思われるかもしれませんが、面倒くさいこと繰り返し繰り返しやってみる。やってみてよかったところを確かめる、それからよかったねっていうのを共有していくと、それは次へ進む力になると思います。それを繰り返し繰り返ししてきたのが、この会議であり、この条例を少しずつ動かしてきた力かなっていうふうに思います。</p> <p>条例を作ってる時にはもうボロクソ言われました。そんなもんがあるか、余分なこととして、本当に会おう人出会う人に言われました。でもやっぱりあってよかったなと思いますし、どういうふうに使っていくか。どういうふうに持っていくかってことを考えながら、作ってきました。だからこの先もどういうふうに動かしていくか。みんなで生かしていくかということがすごく大事だと思います。</p>
委員	<p>松下先生は、この自治基本条例を野球にたとえてくれました。野球は1人じゃできないので、みんな協力してやらないとできない。こういうのが基本だと思います。</p> <p>対立するものではないというふうに私は思っています。対立を生むんじゃなくて、みんなでこのまちを作っていくのに、どういうまちを作っていくか、市民の意見を聞く、行政の意見を聞く、そういう場をある意味でいっぱい作ってきたと思います。ただそれは市民の関心には及ばなかったのかもしれない。そういうところが、今回</p>



	<p>露呈したってということだと思います。それを教訓に、一歩ずつ、進めていくっていう機会にはなっただと思います。</p> <p>そう思いますので、是非、対立でなくて融和の方に向かってほしいというように思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この自治基本条例の解説書を読むと文字が多いなという印象を持った反面、大事なことが書いてあるし、その前後を読み比べると、やはり表現が違ったりとかですね、気になる部分は多々あります。</p> <p>だからこそ、どういう意味なんだという市民の問いかけがあったときに、行政の方が気軽に出处をいって、「こういう意味です。」「この指摘は確かに我々のミスでした。直します。」というそんな柔軟なやりとり、キャッチボールがされると、さっき委員がおっしゃった、一市民として言ったことが実現するまちなんだということが体感できると思います。</p> <p>私はねこういう解説書っていうのは自分で読んで理解するということは、多分必要ないぐらいだろうと思います。必要だったらやはり市民もこれを読み、そして行政もこれを持って、それこそ代表区長会でこれのやはり勉強会なり、或いは関係するところを行政にちゃんと説明していただく機会を設けたりする。それから、小学校や中学校でのお出掛け講座というのを必ず設けるようにして、そして子どもたちに将来のバトンを渡せるような夢を描いてもらえるような解説なり説明をもってして、子どもたちの意見を出してもらうようにしていく。やはりこうやって作ったから、届けた人たちに理解してっていうものじゃなくて、まさにこれを行政の方は、市民と協働して、活用していくという姿勢を持ってほしいと思います。</p> <p>そうすると解説書が生きていくし、さらに内容について、スケールアップしていくことになろうと思います。これは若者議会、女性議会でも同じだし、もっと一般の市民の人たちが任意で作った、それこそ生協の集まりでもそうだし、ぜひ分け隔てなく、行政の方が出处をいって、そして市民参加、この情報発信をうまくやることによって実現してってほしい。それに活用してください。ぜひお願いします。</p>

#### 4 その他

##### 第5回市民自治会議の日程について

閉会